

# 八坂神社私祭「氏子祭」考

— 近代における祇園会の改変 —

下 坂 守

はじめに

祇園社の祭礼である祇園会（祇園祭）が近代に入りその運営形態を大きく変え、「私祭」「氏子祭」と呼ばれるようになるのは明治五年（一八七二）のことである。<sup>①</sup>本稿はそのような祇園会の変化がいかなる経緯のもとで起こったかを検証し、その歴史の意味を考察しようとするものである。

最初に改めて中世から近代に至るまでの祇園会の歴史をその運営費を中心に整理しておく次のようになろう。

南北朝時代末、祇園会の「神輿渡御」と「山鉾巡行」の二つの祭事は、それぞれ山門（延暦寺衆徒）と室町幕府の統制下に置かれ、「神輿渡御」は山門が京中の日吉神人から徴収する「馬上役」（神役）をもって、また「山鉾巡行」

は室町幕府が京中の「在地（のちの「町」）」の氏子から徴収する「在地之所役」をもって執行されるという体制が確立する。

その後、応仁の乱による中断を経て明応九年（一五〇〇）に祇園会が再興されると、山門が神輿渡御に関与することはほとんどなくなり、神輿渡御と山鉾巡行はともに室町幕府の管理・運営下に入る。<sup>②</sup>

室町幕府の滅亡後の祇園会の状況については定かではないが、江戸時代には神輿渡御は江戸幕府が祇園社に下付する「御神事料米（神馬料）」と呼ばれる祭費によって、また、山鉾巡行は「寄町」が山町・鉾町に納める「地の口米」によって執行されている。<sup>③</sup>

このうち「御神事料米」は徳川将軍家が祇園会にあたり

祇園社に毎年奉納した「御神馬一疋」に由来するものといわれ、「諸事覚書三」（『上河原文書』）延宝九年（天和元年、一六八一）六月二十一日条には、その由来が次のように記されている。

祇園社六月御霊会神輿駕輿丁役人之事（中略）

同御神馬之事

一御神馬一疋往古者將軍家ヨリ被為引、毎年御馬上着仕候証文等有之候、其後料米ニナヲリ、只今ニ条御蔵ニテ現米三石ツ、請取候

ちなみに、江戸時代、祇園社ではこの「料米（御神事料米）」三石を毎年五月に二条御蔵で受け取っている。<sup>④</sup>

いっぽう「寄町」「地の口米」に関しては雑色が差配しているが、かれらは室町時代、幕府の京都行政機構の末端にあつて雑務を務めた小舎人雑色の系譜を引く下吏であり、「寄町」「地の口米」制度が室町時代の「在地之所役（敷地銭）」に系譜を引く役銭であつたろうことは容易に推察できる。

以上のような理解のもとに、南北朝時代以降、江戸時代にいたる神輿渡御と山鉾巡行の運営費用（祭費）のありよりの推移を整理して示せば表1のようになる。

祇園会においては、応仁の乱後に室町幕府が作り上げた運営体制が江戸時代にもほぼ同じ形で継承されていたことがこれにより確認できよう。

表1 神輿渡御・山鉾巡行の運営費（徴収・配布主体）

| 時代         | 神輿渡御の運営費（徴収・配布） | 山鉾巡行の運営費（徴収・配布） |
|------------|-----------------|-----------------|
| 南北朝時代、応仁の乱 | 馬土役             | （山門）            |
| 明応九年、戦国時代  | 神馬料・失墜料         | （室町幕府）          |
| 江戸時代（近世）   | 御神事料米           | （江戸幕府）          |
|            |                 | （在地之所役）         |
|            |                 | （敷地銭）           |
|            |                 | （室町幕府）          |
|            |                 | （江戸幕府）          |
|            |                 | （在地之所役）         |
|            |                 | （敷地銭）           |
|            |                 | （室町幕府）          |
|            |                 | （江戸幕府）          |

しかし、このように室町時代から引き継がれてきた祇園会の運営体制は、明治五年に至り本稿で詳しく論証するようになり停廃を余儀なくされる。そして、そのときにあたり同会を継承するために創設されたのが「氏子祭」であつた。

それまでの祇園会の運営体制はなぜ明治五年に至り終りを告げなければならなかつたのか。また、そのあとをうける形で発足した「氏子祭」とは具体的にいかなる祭礼だったのか。

これらの点を本稿では主として八坂神社に伝来する文書・記録を用いて考察していくこととしたい。

## 一 祇園臨時祭の再興

季平

同祭が天皇（円融天皇）の「瘡瘡御惱」平癒の祈願成就を養う目的で始まった祭であることがわかる。

その後、この祭が「永代」の祭礼として毎年六月十五日に執行されるようになるのは天治元年（一一二四）六月からのことである。

公家被献東遊・神楽・幣帛於祇園事

六月十五日、庚申、今日公家御奉幣、侍從中納言於杖

座行之云々、去年御宿願内云々、使右少将公隆、近衛

官人十人奉仕、舞人・陪從四人装束、宣命云、有所思食、

限永代自今日礼代幣帛・走馬・東遊・神楽等調備給者、

天延三年・貞觀年中有此例云々、可有臨時祭之由世以

云、然而今日儀如此也

『永昌記』の伝えるところである。<sup>9)</sup>このときの奉幣が、

やはり天皇（崇徳天皇）の「去年御宿願」に基づくものであったことが知られよう。以後、同祭は断続的に室町時代

まで毎年六月十五日を祭日として執行され続ける。しかし、

同祭はなぜか宝徳二年（一四五〇）を最後に中絶する。<sup>10)</sup>

その祇園臨時祭が孝明天皇の強い要望によって再興されたのが慶応元年のことであった。<sup>11)</sup>そこでは、勅使派遣をは

明治五年（一八七二）、氏子祭が「私祭」として創設されたとき、八坂神社においてそれとは別に「官祭」として執行されていた祭礼がある。慶応元年（一八六五）に復興された「祇園臨時祭」で、明治元年（一八六八）以降は「八坂神社臨時祭（「八坂臨時祭」、以下「八坂臨時祭」という）」、また明治三年以降は「八坂祭」と呼ばれた祭礼である。<sup>7)</sup>

祇園会が明治五年に至り廃絶の危機に至った大きな要因の一つは、この祇園臨時祭（「八坂臨時祭」「八坂祭」）の存在にあったと考えられる。同祭がいかなる歴史的経緯のもとに出現してきた祭であったかを検証することから始めよう。

祇園臨時祭は古く円融天皇の天延三年（九七五）六月に始まる。その草創時の祇園臨時祭について『日本紀略』は次のように伝える。<sup>8)</sup>

十五日、丙辰、被公家始自今年、被奉走馬并勅楽・東遊・御幣等感神院、是則去年秋依庖瘡御惱、有此御願、今被賽也、是日也、太政大臣參向感神院、公卿・上官供奉、中宮職奉幣同社、有東遊等、使亮從四位下藤原

じめ「走馬・東遊・神楽等」の奉納までもが往古の姿通りに再興され、記録の残る翌明治二年でいえば、その参加者は総勢約二百人を数えている。

その後、同祭が明治元年に「八坂臨時祭」と名前を変え、明治三年以降は「八坂祭」と呼ばれたことは先に触れたとおりである。

年表1はそれらを含め明治五年までの同祭の執行状況を示したものである。

年表1 祇園臨時祭・八坂祭略年表（慶応元年～明治5年）

| 年月日           | 事項                                      |
|---------------|---|
| 慶応元年<br>5月18日 | 執奏家（広橋家）より祇園臨時祭再興決定の通達が届く。              |
| 22日           | 執奏家より当年の祇園臨時祭は「来六月廿二日卯刻御治定」の通達が届く。      |
| 28日           | 「石鳥居前并西大門」に「来六月廿二日勅祭 臨時祭御再興」の札を建てる。     |
| 閏5月29日        | 執奏家へ社僧等の任官願いを提出する。                      |
| 6月6日          | 執奏家より臨時祭の下行米を一二二石（内一〇石は執奏家分）とする旨の通知が届く。 |
| 21日           | 執奏家より下行米一二二石を受け取る。                      |
| 22日           | 祇園臨時祭。                                  |
| 慶応2年<br>5月2日  | 執奏家より臨時祭の式日を6月15日とする旨の通達が届く。            |

|               |  |
|---------------|--|
| 14日           | 「来六月十五日勅祭 臨時祭」の札を建てる。  |
| 6月14日         | 執奏家より下行米一二二石（代銀八四貫六九四匁六分）を受け取る。                                      |
| 15日           | 祇園臨時祭。   |
| 12月6日         | 祇園社火災。中門・拜殿・神楽所・井戸屋・日光社・月光社、宝寿院焼失。                                   |
| 慶応3年<br>5月    | 当年は祇園臨時祭執行の下令なし。   |
| 10月14日        | 執奏家より各神社の臨時祭の下行米を減少する旨の通達がある。  |
| 明治元年<br>6月2日  | 神祇官から「感神院祇園社」を「八坂神社」と改名する旨の通達（五月付）が届く（以降、「祇園臨時祭」は「八坂（神社）臨時祭」と改称される）。 |
| 15日           | 八坂臨時祭。<br>この月、下行米一〇五石を一中中で分配する（臨時祭御下行米渡請書）〔社務要記類纂〕（6）。               |
| 明治2年<br>5月28日 | 「臨時祭札」の札を南大門・西大門に建てる。  |
| 29日           | 神祇官より「勅祭ニ付金穀物御入用高老ヶ年惣計一廉限り内訳」〔社頭下行高〕の取調を命じられる。                       |
| 6月13日         | 京都府において臨時祭の下行米一〇五石代（金九七一兩余り）を受け取る。                                   |
| 15日           | 八坂臨時祭。   |
| 20日           | 下行米一〇五石を一中中で分配する（臨時祭御下行米渡請書）〔社務要記類纂〕（6）。                             |
| 10月27日        | 神祇官より「勅祭神社鎮座年月由緒書并大祭日神領高等取調」の提出を命じられる。                               |

| 明治3年   |   |
|--------|---|
| 2月     | 八坂臨時祭が「二十九社奉幣祭典」の「中祭」となり（法令全書太政官沙汰（第九六）、「八坂祭」と呼ばれるようになる。    |
| 3月22日  | 6月15日の祭典をもって「中祭」の執行日とすることを神祇官に願い出る。                         |
| 5月9日   | これまでの臨時祭を止め、同祭を「中祭」として執行することを認められる。                         |
| 6月5日   | 神祇官より「八坂神社頭之儀」一冊、「八坂祭列書」一冊を渡される。                            |
| 6日     | 「六月十五日 勅祭」の札を南と西の門に建てる。                                     |
| 15日    | 八坂祭を「官祭」として執行する。  |
| この月    | 「八坂社御下行内訳書」（『民部省大藏省用度司往還』（図書寮蔵））にこの年の「一社御下行」「百五十石」の内訳が記される。 |
| 10月13日 | 「御下行内訳書」を神祇官用度司に提出する。                                       |
| 11月14日 | 神祇官より「御祭典御下行米」下付の通知を受け取る。                                   |
| 15日    | 「御祭典」の下行米五七石九斗五升を出納司より受け取る。                                 |
| 明治4年   |   |
| 4月20日  | 政府（京都府）へ八坂祭（6月15日）執行の有無を伺い出る。                               |
| 5月22日  | 政府が八坂祭を昨年通り6月15日に執行することを許可する。                               |
| 23日    | 政府より八坂祭の「御下行訳書」の提出を命じられる。                                   |
| 6月7日   | 神祇官管繕司より「八坂祭標柱四本」を受け取る。                                     |
| 9日     | 政府へ宣命使・奉幣使等の休所の図面を提出する。                                     |
| 15日    | 御神祭（八坂祭）。   |

| 明治5年  |  |
|-------|--|
| 17日   | 「官祭」を以後は「官幣中社」として執行すべき請書を政府（神祇官）に提出する（『建内繁継日記』）。 |
| 20日   | 「御祭二付当年分頂戴之分」を用度司に提出する（『建内繁継日記』）。                |
| 7月20日 | 二条御庫で「御祭典參勤御下行米」を受け取る（『建内繁継日記』）。                 |
| 22日   | 「御祭御下行米代料」を「一社中・神人・仕丁・触使・門番」に分配する（『建内繁継日記』）。     |
| 2月2日  | 京都府より「年中神事・官祭・私祭之時日及祭式等」の調書の提出を命じられる。            |
| 15日   | 京都府に「御当社従前官祭・私祭之時日并祭式書」を提出する。                    |
| 17日   | 京都府より15日提出の「官祭・私祭時日書」のことにつき出頭を求められる。             |
| 4月23日 | 京都府より八坂祭を例年通り6月15日に執行すべきや否やを式部寮に伺い出ることを命じられる。    |
| 5月17日 | 八坂祭の社内の「仮建物絵図」を政府に提出する。                          |
| 6月15日 | 八坂祭。   |

(註1) 出典は慶応元年から同三年は八坂神社蔵の『宝寿院日記』、明治元年から明治五年までは『八坂神社日記』。その他の記録を出典とした場合は、出典名を記事の末尾に表記した。

(註2) 祇園社（八坂神社）が朝廷・明治政府から下付された祇園臨時祭（八坂臨時祭・八坂祭）の「下行米」については、その言葉に傍線を付した。

(註3) 「祇園臨時祭」「八坂臨時祭」「八坂祭」等の祭礼呼称は太字で表記した。

年表1からは再興後の祇園臨時祭に関してさまざまなか  
とが読み取れるが、ここでは次の四点を指摘しておきたい。

1 祇園臨時祭では、朝廷が幕府の政治的・経済的干渉  
を極力排除しこれを執行しようとしていたこと（同  
祭の執行には江戸幕府はほとんど関与していなかつ  
たこと）<sup>14</sup>。

2 祇園臨時祭という呼称は、明治元年（一八六八）五  
月に祇園社が八坂神社と改名されて以後は「八坂神  
社臨時祭（八坂臨時祭）」と改められたこと<sup>15</sup>。

3 さらに同祭が明治三年二月に「二十九社奉幣祭典」  
の一つ「中祭」に認定されて以降は「八坂祭」と再  
度改称されたこと<sup>16</sup>。

4 祇園臨時祭の運営費としての「下行米」は慶応三年  
（一八六七）までは朝廷が祇園社に、また、明治元  
年に同祭が「八坂神社臨時祭」「八坂臨時祭」と呼  
ばれるようになってからは明治政府が八坂神社に下  
付していたこと<sup>17</sup>。

これらの四点はいずれも「祇園臨時祭」「八坂臨時祭」「八  
坂祭」が祇園会とはまったく関わりなく、朝廷・明治政  
府の司祭する祭礼として執行されていたことを物語ってい

る。

では、同時期（慶応元年～明治五年）に祇園会（祇園祭）  
はどのような形で執行されていたのであろうか。

## 二 祇園会から「六月恒例御神事」へ

慶応三年まで「祇園会」と呼ばれていた祭礼（祭日は六  
月七日から同十四日まで）は、明治元年六月に祇園社が八  
坂神社と改称されるにともない、「当社六月七日・十四日  
恒例祭祀・神輿之儀」（六月恒例御神事）「当社神祭并神  
輿渡御等」とも。以下、「六月恒例御神事」というと呼  
ばれるようになる<sup>18</sup>。

それがさらに名称を変え「氏子祭」と呼ばれるようにな  
るのは明治五年五月のことである。

その点を確認した上で、慶応元年から明治五年までの同  
祭の執行状況を年次を追って示したのが年表2である。

年表2 祇園会(恒例御神事)「氏子祭」略年表(慶応元年〜明治5年)

| 年月日            | 事項   |
|----------------|--|
| 慶応元年<br>閏5月18日 | 「御神事料米御裏判」が幕府の御蔵奉行より下付される。<br>前年の京中焼亡により6月14日には橋弁慶山・役行者山だけが巡行することを執奏家(広橋家)へ届け出る。   |
| 23日            | 幕府の二条御蔵において「御神事料米(御蔵米)」を小切手と引き替えに受け取る。   |
| 6月7日           | 神輿渡御(神幸)。前年の大火により山鉾巡行は中止となる。   |
| 14日            | 神輿渡御(還幸)。橋弁慶山・役行者山だけが巡行する。   |
| 慶応2年<br>5月10日  | 京都町奉行所で「御神事料米請取状御裏判」を受け取る。   |
| 6月7日           | 京都町奉行所へ祇園臨時祭の執行にともなう「当社祭礼」(6月14日)の神輿還幸時刻の変更を願い出る。  |
| 14日            | 神輿渡御(神幸)。郭巨山と霰天神山と伯牙山が参加。  |
| 慶応3年<br>5月22日  | 「御神事料米請取状御裏印」を持参し二条御蔵で御神事料米を受け取る。  |
| 26日            | 去年12月の焼亡で拝殿が焼失したため、本年5月晦日・6月18日の神輿洗いでは「祇園町縄手辻」まで早き出した神輿一基を神輿舎に直接差し戻すこと、また、6月14日の還幸も神輿三基を同様に直接神輿舎に差し戻すことを京都町奉行所・執奏家に届け出る。 |
| 6月4日           | 京都町奉行所へ祇園臨時祭の執行にともなう「当社祭礼」(6月7日、同14日)における神輿の神幸・還幸時刻の変更を願い出る。   |
| 7日             | 神輿渡御(神幸)。  |

|               |   |
|---------------|---|
| 14日           | 神輿渡御(還幸)。   |
| 明治元年<br>閏4月4日 | 「当社御神事」への「小舎人雑式中」供奉を太政官の弁事所に伺い出る(6月6日に禁止となる)。                     |
| 29日           | 「当辰年祇園社為御神事料」「玄米三石」の下付を「会計御裁判所」に願い出る。                             |
| 5月8日          | 「御神事料米」(為祇園神事料) 三石を「二条御蔵」の会計官「小堀方」で受け取る。                          |
| 6月2日          | 神祇官から「感神院祇園社」を「八坂神社」と改名する旨の通知(5月付)が届く(以降、「祇園会」は「(六月)恒例御神事」と呼ばれる)。 |
| 6日            | 「恒例御神事」への「雑式中」の出勤が禁止となる。  |
| 7日            | 神輿渡御(神幸)。郭巨山と琴破山だけが巡行する(郭巨山町鬮番控)。                                 |
| 14日           | 神輿渡御(還幸)。   |
| 明治2年<br>5月14日 | 神祇官へ「恒例御神事」の「御神事料米」下付を願い出る(社務要記類纂) 14。                            |
| 29日           | 政府の二条御蔵の「倉庫局」において「神事料米」を受け取る(「社務要記類纂」14)。                         |
| 6月7日          | 神輿渡御(神幸)。函谷山・山伏山・占出山・保昌山が出山巡行。                                    |
| 14日           | 神輿渡御(還幸)。   |
| 明治3年<br>5月7日  | 神祇官が「東京回復之日合モ無之」との理由で当年の「当社六月七日・十四日恒例祭祀・神輿之儀」を「昨年之通」に執行することを許可する。 |
| 15日           | 神祇官へ「御神事料米頂戴之願書」を提出する。  |

|               |   |
|---------------|---|
| 6月7日          | 神輿渡御（神幸）。長刀鉾巡行再開。   |
| 14日           | 神輿渡御（還幸）。   |
| 閏10月14日       | 5月に願い出た「当年義分御神事米三石」の下付を神祇官へ再度願い出る。  |
| 29日           | 神祇官より6月7日、同14日の「私祭」で「神事料米」を受け取る理由の説明と「昨年迄請取方手続等巨細書」の提出を求められる（11月5日に「御神事料米由来書」「御下行米内訳書」を提出する）。 |
| 明治4年<br>5月22日 | 「来ル六月七日・十四日当社神祭并神輿渡御等」を昨年通り執行すべきや否やの伺書を京都府（政府）に提出する。  |
| 6月7日          | 神輿渡御（神幸）。   |
| 14日           | 神輿渡御（還幸）。   |
| 明治5年<br>1月24日 | この頃、京都府が「町籍之者」を「神人」と称し「駕輿丁」を勤めさせることを禁止する。   |
| 2月15日         | 「御当社官祭・私祭之時日并祭式書」を京都府に提出する。   |
| 4月22日         | 京都府より「来ル六月七日・十四日神祭并神輿渡御」を昨年通り執行すべきや否やの届け出を「氏地」と申し合わせるのうえ提出すべきことを命じられる。                        |
| 5月9日          | 京都府へ「来六月七日・十四日」の「神祭」に「神輿渡御等」を例年通り執行することを届け出る。   |
| 24日           | 「氏地区長中」が下京第九区会議所に集まり、「御神事」では駕輿丁を「氏子中」で勤め、「神事入用」は「惣氏子中」で取り集めることを決定する。                          |
| 28日           | 上下京の二十六区の区長・副区長が「八坂神社氏子祭式行粧入費」を「氏子中平等ノ入費」とすることを京都府に願い出る（「社務要記類纂」11）。                          |

|      |                               |
|------|-------------------------------|
| 6月7日 | 氏子祭。神輿渡御（神幸）。                 |
| 14日  | 氏子祭。神輿渡御（還幸）。                 |
| この月  | 区長中三人が「御神事入用金三拾両」を御旅所詰所に持参する。 |

（註1） 出典は慶応元年から同三年までは八坂神社蔵の『宝寿院日記』、明治元年から明治五年までは『八坂神社日記』。その他の記録を出典とした場合は、出典名を記事の末尾に表記した。

（註2） 祇園社が江戸幕府・明治政府から下付された祇園会の運営費としての「御神事料米」等についてはその言葉に傍線を付した。

（註3） 「祇園会」（六月）恒例御神事「氏子祭」「私祭」等の祭礼呼称は太字で表記した。

この年表2からは、次の七点を指摘しておきたい。

- 1 慶応元年（一八六五）から同三年までは祇園会（神輿渡御・山鉾巡行）はこれまで通りの形で執行されたこと
- 2 明治元年五月に「祇園社」が「八坂神社」と改名されるにともない「祇園会」の呼称は廃され、同会は「六月恒例御神事」と呼ばれるようになったこと。
- 3 六月恒例御神事では「正社官并社官」の神事への参加が禁じられ、また、社代・本願の神輿供奉も禁止となったこと<sup>20</sup>。



4 同神事では四座雑色の「出役」も禁止されたこと。<sup>21)</sup>

5 慶応三年まで江戸幕府から祇園社に下付されていた祇園会の「御神事料米」は、明治元年（一八六八）、同二年分に関しては、明治政府より六月恒例御神事の「御神事料米」として八坂神社に下付されたこと。<sup>22)</sup>

6 その明治政府からの六月恒例御神事の八坂神社へ「御神事料米」下付は、明治三年二月に同神事が「私祭」となるにともない廃止となったこと。<sup>23)</sup>

7 六月恒例御神事は、明治五年五月、八坂神社「氏子中」の願い出によって、「式行粧入費」のすべてを氏子中が「平等」に負担する「氏子祭」となったこと

このうち2～6は、神輿渡御と山鉾巡行という二つの祭事のうち、神輿渡御が明治政府の神社政策によって次第に従来通りには執行できなくなっていたことを物語っている。

ただ、そのようななかにあっても明治三年、同四年に神輿渡御が執行できたのは、従来の駕輿丁制度がまだ存続し機能していたからと推定される。しかし、明治五年正月、明治政府（京都府）が「神人」による駕輿丁勤仕を禁止す

ると、神輿渡御はこれまでどおりに執行することは不可能となる。<sup>24)</sup>

いっぽう、同じ頃、山鉾巡行も神輿渡御と同様の危機を迎えていた。

次に引用するのは明治五年に氏子祭を提唱した土田作兵衛の手記（以下、「土田手記」という）の一節である。<sup>25)</sup>

明治五年壬申五月二至り巳二例祭ノ期相近ツケトモ、祭式如何執行相成ルヤ未定ニテ、山鉾建テ覚束ナシ、其故ハ中古織田公執政ノ時代、年貢ノ口米ヲ以テ神事ノ費ニ充テ行フニ依テ、地ノ口ト称シ、氏子町々ヨリ山鉾町其他神事係へ多少トモ持寄り来ル例ナリシニ、近年二至り定額ヲ減少セシ向モ有之、殊二元治甲子年大災以後ハ氏地町々ノ景況モ移リ変リ、神祭ノ事モ粗暴ニ成行、右地ノ口米出納<sup>二付</sup>テモ、各私論ヲ申立テ不納ノ向モ少ナカラス、故ニ不出ノ山鉾モ多ク（後略）  
元治元年（一八六四）の京中の大火（どんどん焼け）による寄町の疲弊もあり、地の口米が集まらなくなっていたことがわかる。<sup>26)</sup>

すなわち、明治五年五月の時点で神輿渡御と山鉾巡行はともに祭事を執行できない状況に陥っていたわけであり、

この難局を乗り越えるために案出されたのが、祭の費用(祭費)のすべてを「氏子中」が負担する「氏子祭」であった。では、その「氏子祭」とは具体的にどのような手続きを踏んで実現した祭礼だったのであろうか。

### 三 「氏子祭」の開始

土田作兵衛が氏子町(代表者たち)に「氏子祭」を提案したときの言葉が「土田手記」に記録されている。

当時轅町ノ廉モ無之故ニ、従来ノ地ノ口米ヲモ廢シ、  
神輿ヲ始、山鉾祭礼掛リノ入費総テ氏地町々一般二分  
賦シ、持寄金ヲ以テ祭儀ヲ修セハ、公平ノ理ニテ永世  
不朽ナルヘシ

土田が祇園会(神輿渡御と山鉾巡行)を「永世不朽」のものとするには、これまでの「地ノ口米」制度を廃止して、「神輿ヲ始、山鉾祭礼掛リノ入費総テ」を氏子町の「持寄金」をもって負担するしかないと考えていたことがうかがえる。

このような土田の考え方を八坂神社の氏子中(氏子町)が受け入れ、次の二点の決議をおこなったのは、明治五年

(一八七二)五月二十四日のことである。<sup>27)</sup>

①「東之御間」と「西之御間」の二基の駕輿丁は「氏子中」で勤仕すること。

②「神事入用」は「氏子中」からの「取集」で賄うこと。駕輿丁を雇う費用をはじめとして祭礼に必要な費用のすべてを氏子町が「氏子中」として負担することを決定したことがわかる。

なお①には大宮(「中宮」)神輿の駕輿丁のことが見えな  
いが、同駕輿丁についても氏子町はこのあとすぐに同様の  
決定を下している。<sup>28)</sup>

そして、五月二十八日、八坂神社の氏子町所在区の区長・副区長(合わせて二十五区)は、次のような願書をもって「氏子祭」の創設を京都府に願ひ出る(願書に連署する区はまとめて表7として掲げた)。<sup>29)</sup>

#### 八坂神社氏子祭式之儀御願

一八坂神社氏子祭式行粧入費之儀、従来氏子町々ヨリ地ノ口ト唱へ持寄ニテ相務来リ候処、右地ノ口料町々不同有之候<sup>二付</sup>、今般地ノ口料相止メ、氏子中平等ノ入費ニ仕度段、区毎ニ町々申合、祭式相勤申度、此段奉願上候、右之趣御聞届被成下候ハ、難有可奉存候、以上

上京廿六区

壬申五月廿五日

区长 遠藤善兵衛

副区长 吉川吉次郎

〔願書に連署する区长・副区长の当該区は表2に一覽として示した〕

前書之通申出相違無御座候<sup>ニ付</sup>奥印仕候也、以上

総区长 熊谷久右衛門

同 長尾小兵衛

同 船橋清左衛門

京都府

御庁

表2 願書に区长・副区长が連署する区(全25区)

|          |      |
|----------|------|
| 〔上京〕全6区  |      |
| 第26区     | 第27区 |
| 第28区     | 第29区 |
| 第30区     | 第31区 |
| 〔下京〕全19区 |      |
| 第1区      | 第2区  |
| 第3区      | 第4区  |
| 第5区      | 第6区  |
| 第7区      | 第8区  |
| 第9区      | 第10区 |
| 第11区     | 第12区 |
| 第13区     | 第14区 |
| 第15区     | 第16区 |
| 第17区     | 第18区 |
| 第19区     | 第20区 |
| 第21区     | 第22区 |

この二十五区からの願い出は翌月上旬に至り認可され、ここに祭費(八坂神社氏子祭式行粧入費)のすべてを「氏子中」が「平等」に負担する氏子祭が正式に発足する。<sup>30)</sup> 氏子祭がこれまでの祇園会(恒例御神事)と本質的に異なる点は三つある。

①神輿渡御・山鉾巡行の運営費用(祭費)を、すべて「氏子中」の負担としたこと。

②神人の奉仕に頼っていた神輿の駕輿丁や弓矢町の武行列の運営費用に関しても、そのすべてを「氏子中」の負担としたこと。

③中世以来の洛中の氏子中(山町・鉾町・寄町)と近世以降に成立した鴨東の氏子中等を統合した、あらたな広域にわたる氏子中をもってその活動基盤としたこと。

③についてはのちに検証するとして、ここでは①②に關していまい少し詳しく確認しておきたい。

表3は土田作兵衛が当初構想していた氏子祭の収支のありようを整理し一覽としたものである。彼が八坂神社の氏子町の総数を五百町と想定し一町から一円三〇銭宛を集めれば、その総額六五〇円をもって氏子祭の祭費はすべて賄

えると考えていたことがわかる。<sup>(21)</sup>

現実には明治五年（一八七二）時点で氏子町は四三五町で、氏子祭は各町から一円、総額四三五円の歳費をもって開始されることとなるが、この土田の当初の計画で注目すべきは、予算のなかに神輿渡御（A）・山鉦巡行（B）の祭費とともに、駕輿丁（C）・犬神人の武者行列（D）の祭費までをも組み込んでいる点である。<sup>(22)</sup>

表3 明治5年の氏子祭の見積もり

| 分類 | 支払項目                          | 支払金額              |
|----|-------------------------------|-------------------|
| A  | 両度神輿渡御行祭礼の入費                  | 100円              |
| B  | 鉦（車付）一基 50円<br>山（昇山）一基 12～13円 | 250円<br>180円～195円 |
| C  | 神輿丁人足遣ス料                      |                   |
| D  | 弓矢町鉦武者の助費                     | 105円～120円         |
| E  | その他諸掛                         |                   |
| 合計 |                               | 650円              |

氏子祭がこのような土田の考え方をそのまま取り入れて財政基盤を構築していたことは、同祭における支出項目を見ればあきらかである。

表4は現存するもっとも古い明治二十二年の氏子祭（私

表4 明治22年氏子祭費支払詳細書

（Noは記載順を示す）

| 分類 | 支払項目   | 支払金額  | No.   |
|----|--|---|---|
| A  | 社務所飼馬料<br>人足料<br>金棒曳2人<br>押殿神輿番人<br>雑費   | 35円<br>4円44銭<br>2円<br>9円20銭（11夜半分）<br>2円71銭6厘   | 24<br>23<br>22<br>21<br>20                                  |
| B  | 長刀鉦<br>月鉦<br>放下鉦<br>鶏鉦<br>函谷鉦<br>岩戸山<br>南観音山<br>北観音山<br>昇山（18本）<br>船鉦<br>長刀鉦外8本増金渡<br>保昌山外17本増金渡 | 91円（内23円神童費）<br>91円（内23円神童費）<br>91円（内23円神童費）<br>68円<br>68円<br>59円<br>65円50銭<br>65円50銭<br>252円（1本につき14円）<br>59円<br>100円<br>18円 | 1<br>2<br>3<br>4<br>5<br>6<br>7<br>8<br>9<br>19<br>25<br>26 |
| C  | 三条台輿丁<br>壬生坊門輿丁<br>船頭町輿丁   | 7円25銭<br>10円25銭<br>7円25銭  | 10<br>11<br>12  |
| D  | 弓矢町武者<br>見座武者<br>泉正寺町櫛<br>手水町<br>駒頭神童<br>八雲組   | 17円<br>1円<br>5円<br>2円50銭<br>2円50銭<br>2円50銭  | 17<br>18<br>19<br>20<br>21<br>22                            |
| E  | 合計   | 1141円60銭6厘  | No.   |

祭)の「支払詳細書」の内容を一覧としたものである。<sup>33)</sup>

祭費は発足当初の約二倍の一四〇円余りにまで膨れ上がったが、その支出項目が表3と基本的に変わらないことが確認できよう。

また、表4のAには「社務所飼馬料」なる支出項目が見えるが、これはかつて江戸幕府・明治政府が祇園社(八坂神社)に祇園会(六月恒例御神事)の運営費として下付していた「御神事料米」に相当する寄付金を指す。<sup>34)</sup>

氏子祭では氏子町が山鉾巡行だけでなく神輿渡御の運営費をも負担していたことを示すものであり、この点からも同祭が従前の祇園会(六月恒例御神事)とはまったく異なる財政構造を持つ祭礼であったことが確認できる。

では、氏子祭ではその運営費としての祭費をどのようにして氏子町(氏子中)より集め、また、それをどのような形でA〜Eに振り分けて支出(配分)していたのであろうか。

#### 四 「神事当番」と「神事世話掛」

次に引用するのは、氏子祭における祭費の取り集めと分

配について記した「土田手記」の一節である。

又神事当番二区宛ニ定ムル事ハ明治六年ヨリ始メ、  
取ニテ<sup>(明治)</sup>一六年ハ上下同七年上下トシ、各町々ニテ神事ノ  
入費金ヲ集メ、区々ヨリ五月廿日迄ニ当番ノ校ニ持寄  
リ、廿日ニハ当番ノ校ニ於テ、下三区・十一区ヨリ正  
副区長ノ内耆人充立合ヒ預リ置、山鉾町々ノ三校・十  
一校隔番ニ渡方致ス

これによつて祭費の徴収は「神事当番」が、またその保管と支出(渡方)は「下三区・十一区」の両区がおこなっていたことが知られよう。

なお、「土田手記」では、明治六年(一八七三)、同七年の神事当番(区)の項が空白となっているが、その二年分を含めて諸史料によつて確認できる明治六年から同十三年までの神事当番の二区(明治十二年以降は「学組」を示せば次の表5のようになる。<sup>35)</sup>

表5 氏子祭の神事当番区(明治6年〜同13年)

|   | 年次   | 神事当番① | 神事当番② | 出典       |
|---|------|-------|-------|----------|
| 1 | 明治6年 | (不明)  | (不明)  | 社務要記類纂11 |
| 2 | 明治7年 | 上京29区 | 下京4区  | 社務要記類纂11 |
| 3 | 明治8年 | 下京7区  | 下京15区 | 八坂神社日記   |

|          |       |          |       |            |
|----------|-------|----------|-------|------------|
| 8        | 7     | 6        | 5     | 4          |
| 明治13年    | 明治12年 | 明治11年    | 明治10年 | 明治9年       |
| 下京5組     | 下京2組  | 下京13区    | 下京11区 | 下京9区       |
| 下京30組    | 下京27組 | 下京14区    | 下京12区 | 下京10区      |
| 祇園会氏子私祭記 |       | 祇園会氏子私祭記 |       | 八坂神社日記     |
| 祇園会氏子私祭記 |       | 祇園会氏子私祭記 |       | 鉢町々神事諸用記載帳 |

表6 明治18年氏子町「八坂神社私祭費」送付一覧（『社務要記類纂』一四）

下京区

|               |      |       |       |       |       |
|---------------|------|-------|-------|-------|-------|
| 6             | 5    | 4     | 3     | 2     | 1     |
| 7月1日          | 7月8日 | 6月23日 | 6月22日 | 6月29日 | 6月25日 |
| （組不明）戸長役場     |      |       |       |       |       |
| 第8組戸長役場       |      |       |       |       |       |
| 第7組戸長役場       |      |       |       |       |       |
| 第5組戸長役場       |      |       |       |       |       |
| 第4組戸長役場       |      |       |       |       |       |
| 第1組戸長藤井五兵衛    |      |       |       |       |       |
| 送付者           |      |       |       |       |       |
| 神事御当直第9組戸長桂文郁 |      |       |       |       |       |
| 第10組戸長林莊右衛門   |      |       |       |       |       |
| 受領者           |      |       |       |       |       |
| 下京区第10組戸長役場   |      |       |       |       |       |
| 下京区第10組戸長役場   |      |       |       |       |       |
| 下京区第10組戸長役場   |      |       |       |       |       |
| 下京区第10組戸長役場   |      |       |       |       |       |
| 下京区第10組戸長役場   |      |       |       |       |       |
| 費用の名目         |      |       |       |       |       |
| 八坂神社私祭費       |      |       |       |       |       |
| 八坂神社私祭費       |      |       |       |       |       |
| 八坂私祭費         |      |       |       |       |       |
| 八坂私祭費         |      |       |       |       |       |
| 八坂私祭費         |      |       |       |       |       |
| 八坂神社私祭費       |      |       |       |       |       |
| 金額            |      |       |       |       |       |
| 55円           |      |       |       |       |       |
| 70円           |      |       |       |       |       |
| 52円50銭        |      |       |       |       |       |
| 33円75銭        |      |       |       |       |       |
| 5円            |      |       |       |       |       |
| 60円           |      |       |       |       |       |
| 町数            |      |       |       |       |       |
| 22町           |      |       |       |       |       |
| 28町           |      |       |       |       |       |
| （21町）         |      |       |       |       |       |
| 丸10所、半7所      |      |       |       |       |       |
| 2町分           |      |       |       |       |       |
| 24町分          |      |       |       |       |       |

上京区

|                |      |       |      |
|----------------|------|-------|------|
| 4              | 3    | 2     | 1    |
| 6月22日          | 7月7日 | 6月23日 | 7月7日 |
| 月日             |      |       |      |
| 送付者            |      |       |      |
| 第31組戸長役場       |      |       |      |
| 第29組戸長曾東新輔     |      |       |      |
| 第28組戸長役場       |      |       |      |
| 第26組戸長役場       |      |       |      |
| 受領者            |      |       |      |
| 私祭当番下京区第10組戸長役 |      |       |      |
| 同神事係り          |      |       |      |
| 費用の名目          |      |       |      |
| 八坂神社私祭費        |      |       |      |
| 八坂神社私祭費        |      |       |      |
| 八坂私祭費          |      |       |      |
| 八坂私祭費          |      |       |      |
| 八坂私祭費          |      |       |      |
| 八坂神社私祭費        |      |       |      |
| 金額             |      |       |      |
| 20円            |      |       |      |
| 52円50銭         |      |       |      |
| 67円50銭         |      |       |      |
| 17円50銭         |      |       |      |
| 町数             |      |       |      |
| （8町）           |      |       |      |
| 25町            |      |       |      |
| 27町            |      |       |      |
| （7町）           |      |       |      |

また、神事当番が各区から祭費を受け取っていたことは、時代はやや下るが、明治十八年（一八八五）に、各組（各区）が神事当番（下京九組、同十組）に祭費を送ったときの送り状十通が残されており、そのありようが確認できる。表6はその十通の送り状の内容を整理し一覧としたもので

ある。<sup>(36)</sup>

なお、神事当番による祭費徴収は、明治十八年をもって終わり、翌明治十九年からは後述するように清々講社（明治八年に創設された八坂神社の援助組織<sup>(37)</sup>）が祭費を町々から徴収するというあたらしい体制が作られている。

いっぽう、祭費の支出（分配）についてはすでに述べたように下京三区と下京十一区がこれを担当している。下京十一区は土田作兵衛が、また下京三区は土田とともに氏子祭の創設を主導した村田五郎兵衛が所属した区である。祭費の分配は、現実にはこの二人が「神事世話掛」としてこれをおこなっていたものと考えられる。

二人は氏子祭では祭費の分配にとどまらず庶務全般を統括しており、そのためときには「私祭事務係」「私祭事務擔当人」とも名乗っている。<sup>(38)</sup>

ただ、ここで留意されなければならないのは、初期には彼ら二人はあくまでも祭礼運営の「世話掛」であり、氏子中（「氏子」「土産」「産土」）の代表者ではなかったという点である。

たとえば、明治十年、山町・鉾町が祭費（助成金）の増額を願い出たとき、その願書の宛所は、「神事世話掛」で

はなく、「神事当番」となっている。<sup>(39)</sup> 山町・鉾町が、氏子中の代表を「神事当番」と理解していたことをよく示すものといえる。

ちなみにこのとき山町・鉾町は神事当番への口添えを土田・村田両氏に依頼している。次に引用するのはその依頼文中の一節である。<sup>(40)</sup>

書外事情之万端御演舌之程御依頼申人候、元來助費之  
両氏御発起<sup>(41)</sup> 出来候事故、各区御申込之段、偏二御委  
申入候

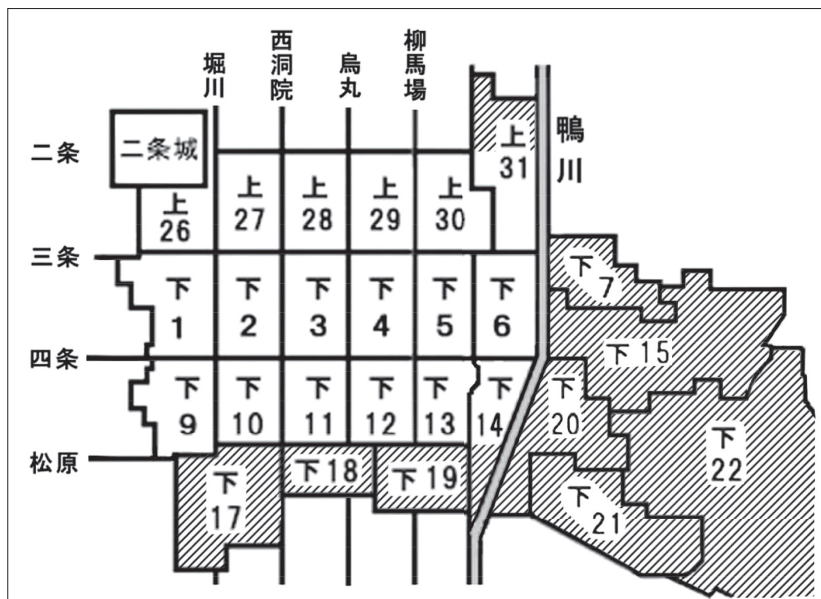
初期の氏子祭においては、二人が氏子中と山町・鉾町等の祭礼執行主体を結び付ける役割を果たしていたことがわかる。二人はのちには氏子中の代表になっており、明治十五年頃からは「氏子惣代」を名乗っている。<sup>(42)</sup>

では、最後に検討を留保しておいた氏子祭の三つ目の特色である、氏子中の拡大について検証していくこととしよう。

## 五 新たな「氏子中」の成立

近世の祇園社の氏子中（氏子圏）は、『御役所向大概覚

図1 明治5年の願書に連署する学区



書五』(享保年間(一七一六〜三六)初頭の成立)によれば、東は「四条通ニテハ丸山辺」<sup>④</sup>「松原通ニテハ八坂塔之東迄」、西は「壬生村辺」、北は「二条通南側限」、南は「松原通北側限」、「巽」は「清水寺・建仁寺境内限り」というものであった。

享保年間には中世から山鉾巡行を執行してきた洛中の町々(山町・鉾町・寄町)に加えて、近世に成立した祇園社境内町(祇園町・新地六町)をはじめとする鴨東の町々もまた祇園社の氏子中となっていたことを示すものといえる。

図1は明治五年五月、氏子祭の創設を京都府に願い出た上京・下京合わせて二十五区と、その後すぐに同祭の氏子中に加わったと推定される下京二十一区(弓矢町の所在区)の領域を地図上に落としたものである。山町・鉾町・寄町からなる洛中の氏子中の領域は白抜きとし、その他の氏子中の領域は斜線で示した。

この図1からは、氏子祭が新旧二つの氏子中を統合したあらたな氏子中をもって出発しようとしていたことが容易に読み取れる。

近世、二つの氏子中はいわばそれぞれ独立して存在して



いた。その点を斜線領域の氏子中がどのような形で祇園社の氏子中として存在したかをみるなかで確認しておくこと次のようになる。

### ① 祇園町・新地六町（下京十五区）

江戸時代には祇園社の境内町であり、祇園会の前後（五月晦日、六月十八日）に執行された神輿洗いの神事をもって、自分たちの祭としていた町々である。<sup>43</sup>

同神事は明治五年以降は氏子祭の一神事として執行されており、<sup>44</sup>両町が同祭の氏子中となっていたことが確認できる。

### ② 弓矢町（下京二十一区）

弓矢町は中世より祇園会の神輿渡御でその先頭を行く六人の犬神人（棒の衆）を出した町で、その町域は古くは「坂」と呼ばれ、そこに住む「坂者」が祇園社から同領内（境内）の河原田畠（鴨川河原）の耕作を託された代償として神輿渡御で棒の衆（清目）の役を勤めていた。<sup>45</sup>

弓矢町が明治五年以降は氏子祭の氏子中となっていたことは、同町の主催する武者行列への補助金が同祭の予算に計上されていることからあきらかである。<sup>46</sup>

### ③ 上金仏町・下金仏町（下京十七区）

ともに放下鉾の寄り町でありながら、洛中の氏子中（氏子圏）外の油小路五条下るに所在した町。<sup>47</sup>

松原以南の下京十七区（区長・副区長）が氏子祭の創設を願ひ出した願書に署名するのは、この両町が同区内に所在したことによると推定される。

この三事例からは次のように、斜線部の氏子祭の氏子中が明治五年以前は洛中の氏子中とは別に独自に存立していた氏子中の町であったことが確認できよう。

#### ① 旧祇園社領の鴨東の町

② 祇園会で神人役を務めた住人が居住していた町

#### ③ 洛中の氏子中（氏子圏）外の寄町

ただ、ここで注意しなければならないのは、図1の斜線を施した区域の町すべてが明治五年に氏子祭の氏子中（氏子町）になったわけではなかったという事実である。

すなわち、斜線で示した鴨川以東の学区（町々）には、今も蛭子社（旧建仁寺領の町々）、地主神社（清水寺領の町々）の氏子町が多数存在する。下京二十一区でいえば、弓矢町以外はすべてが蛭子社の氏子町であり、その状況は明治五年の時点でも変わらなかったとみてよい。

そして、そのことは時代はやや下るが、大正四（一九一

五)に清々講社が実施した氏子祭の「氏子組戸数」の調査結果によっても裏付けられる。<sup>49)</sup>

表7は、同調査の結果内容を斜線部の学区(旧祇園社境内地を除く)に限り一覽としたものである。「氏子町数」に関してには区役所公簿記載の町数(「氏子町数①」と清々講社の調査に基づく町数(「氏子町数②」)の二つを掲げた。

学区内に氏子祭の氏子町が一町(弓矢町)だけという例は下京二十一組だけであるが、残りの六組においても氏子町がごくわずかしが存在しなかったことが確認できよう。ちなみに旧祇園社境内地の組では、すべての町が氏子祭の氏子町となっている。

表7 大正4年の氏子組戸数調査(『八坂神社見聞要誌』)

| 学区      | 全町数 | 氏子町数① | 氏子町数②   |
|---------|-----|-------|---------|
| 1 上京31組 | 22町 | 9町    | 6町半     |
| 2 下京17組 | 22町 | 2町    | ナシ      |
| 3 下京18組 | 24町 | 4町    | 2町      |
| 4 下京19組 | 27町 | 4町    | 2町      |
| 5 下京20組 | 33町 | 4町    | 5町      |
| 6 下京21組 | 24町 | 1町    | 1町(弓矢町) |
| 7 下京22組 | 20町 | 8町    | 8町      |

つまり、明治五年(一八七二)の願書に連署するのは、

①②③のようなその区域内にわずかでも氏子町が所在した区であったことがこれによって再確認できよう。

それにしても、氏子祭が従来の祇園社(八坂神社)の氏子中を統合し、これまでにない広い氏子圏をもって出発したという事実は重要である。

かつて近世の寄町制度を検証された富井康夫氏は、同制度について、次のように述べておられる。<sup>50)</sup>

まず一つには、権力は天正町割りによって誕生した下京新町の区画に、新しく山鉾当町の寄町を設定することにより、祇園会山鉾供奉区域を拡大し、新町域移転者を氏子として編成、町共同体の紐帯の観念的条件を準備し(もちろん供奉能力と構成員の要求にもとづくものであったろうが)、寄町に地ノ口米抛出を設定することによって、供奉の実体<sup>(イ)</sup>山鉾建宮のための経済的協同の物質的基盤を保証したことである。

ここにいる近世初頭に設定された寄町制度が崩壊の危機に瀕したとき、これまでは互いに関わりなく祇園社(八坂神社)を支えていた洛中の氏子中と鴨東の氏子中が一つとなって作りあげた新時代の祇園会、それこそが氏子祭であったといえる。

## むすび

氏子祭とは祇園会の運営がそれ以前の体制をもつてしてはもはや立ち行きがなくなつたときに、八坂神社の「氏子中」が創出したあらたな祭の運営体制であつたことが本稿によつて不十分ながらあきらかになつたものと考ええる。同祭の開始によつて一つとなつた氏子中は祭礼のすべてを掌握することになつたわけであり、その意味で祇園会は明治五年に至りはじめて「町衆」の祭となつたともいえる。

氏子祭が始まってから明治二十一年までの十六年間に同祭の執行日は五度変更されている。<sup>(51)</sup> 明治六年の太陽暦の導入に始まるこのような祭日の変更は、主催者としての氏子中が祭礼にもつとも適した時候を追い求めた結果でもあつた。<sup>(52)</sup> 祇園会の時代にはあり得なかつたことであり、氏子祭が氏子中の祭礼となつたことをこれほどよく象徴するべきことはない。

氏子祭では祇園会で見られた執行代・社代・本願の行列や、神殿・雑色の供奉等が廃止されたことは本文中でも述べたとおりである。<sup>(53)</sup> その大半は権力の交替や神社組織の改変にともなつて姿を消したものであるが、その一つひとつ

がどのような経緯のもとに廃止となつたかをあきらかにすることが氏子祭の歴史的性格を確定するためには必要と考えられる。

明治二十年（一八八七）、氏子祭は大きな転機の時を迎える。前年十月、連合戸長制の発足により明治初年以來「存統してきた小学校区Ⅱ自治行政区という図式」が崩壊し、従来の戸長による氏子町からの祭費の収納が困難となつたからである。<sup>(54)</sup>

そのようななか清々講社が氏子町より祭費を徴収するといふ、氏子祭制度の大規模な改変がおこなわれるのは明治二十年三月のことである。<sup>(55)</sup>

以降、清々講社が氏子祭の運営に深く関わるようになり、明治二十七年には補助金の額をめぐり山町・鉾町が清々講社と争うというできごとまで起こつていく。<sup>(56)</sup>

明治二十年から山鉾連合会が組織される大正十二年（一九二三）までの間、清々講社が氏子祭においてどのような役割を果たしていたのかを検証することが今後の重要な研究課題の一つとなろう。

なお、慶応元年（一八六五）に祇園臨時祭が再興されたとき、山町・鉾町・寄町が一切これに関与しなかつたのに

対して、祇園社のもとで同祭で「神人役」「仕丁役」「神事触役」を勤めた町々がある。次の町々である。<sup>(58)</sup>

① 神人役 轅町

② 仕丁役 宿禰講中・六町年寄

③ 神事触役 祇園町々役

明治八年にいたり清々講社を創設するのは、②③の祇園町・新地六町（下京十五区）の有力者たちである。<sup>(59)</sup> 祇園社の境内町（祇園町・新地六町）が幕末から明治にかけてたどった歴史の解明を抜きにして、清々講社はもとより氏子祭の本質も解明できないものと考ええる。

## 註

(1) 拙稿「神宝「勅板」について」「むすびにかえて」（拙著『中近世祇園社の研究』法蔵館、二〇二二年）参照。

(2) 南北朝時代以降、室町時代までの祇園会と室町幕府・山門の關係については、前掲註(1) 拙稿「神宝「勅板」について」参照。

(3) 「地の口米」「寄町」制度に関する主な先行研究としては、松本順「祇園会に於ける寄町制度」（『経済史研究二四―三』日本経済史研究所、一九四〇年）、祇園祭山鉾連合会編『近世祇園祭山鉾巡行志』（一九六八年）、富井康夫「祇園祭の経済基盤」（同志社大学人文科学研究所編『京都社会史研究』

法律文化社、一九七一年）がある。

なお、「地の口米」廃止以後の近代の祇園祭の経済基盤の推移については、伊藤節子「近代における祇園祭山鉾巡行の継続に関する考察―清々講社を中心に―」（日本観光研究学会機関誌「観光研究」二九―一、二〇一七年）が詳しい。ただ、同氏は明治八年（一八七五）に成立した清々講社を明治五年の氏子祭の成立時にすでに存在していたと誤認されており、その内容は再検討を要する部分が少なくない。

(4) 『宝寿院日記』文化元年（一八〇四）五月十二日条、天保十一年（一八四〇）五月二十六日条他。一例として文化二年の御神事米受け取りに関する『宝寿院日記』文化二年五月二十五・二十六日条の記事を左にあげておく。  
(五月二十五日)

一二条御蔵江御神事米之手形持参候事、柏野右膳下左介  
(中略)

一右御蔵江御裏印附証文持参之処、年号上り候旨、本文の年号ハ一字程下り候か宜候、月ト先方苗字頭ト並候様、  
□而ハ相認められ可申旨、当年ハ是ニ而も宜候、以来其心得可被成旨被申候

米合三石者 但京升也

右、是ハ当丑年祇園会為神事料被下之、請取申処如件

祇園社

社務執行

文化二年乙丑五月

宝寿院

一字下テ

田代織部殿

是が

上田五兵衛殿

直二成様

内藤虎之助殿

(五月二十六日)

一二条蔵江神事料請取二遣候事、柏野右膳下部左介、例年之通、上田彦三郎江白銀壺封被遣候事

三匁四分

五斗壺升八合五夕廻シ 五俵ト四斗七合五夕也

(5) 「寄町」「地の口米」制度に関しては、近代以降、織田信長が始めたという説が広く行われており、たとえば「土田手記」(同手記については、後掲註(25) 参照)には次のような記事がみえる。

中古織田公執政ノ時代、年貢ノ口米ヲ以テ神事ノ費ニ充テ行フニ依テ、地ノ口ト称シ、氏子町々ヨリ山鉾町、其他神事係へ多少トモ持寄り来ル例ナリシニ(後略)

また、「日出新聞」明治二十四年(一八九一)七月十七日付の祇園会の歴史を概説した一文は、その始まりについて、以下のように伝える。

祇園会の費用は六十余州より各々其料米を出すを例とす、これを地の口米と称せり、祭典は年々怠らず行ひ来りしが、其後世の中乱れて行はれずなりしを、織田信長近畿を裁定するに及び、旧に復して祭典を行ふ事となり、右地の口米は祇園の氏子町々より納むる事となさしめたり、其町数は北は二条より南は松原まで東

は山の際より西は野の限りまで四百七十個町にて、其納むる地の口米は百八十五石にて、其の配賦は長刀鉾へ八石、菊水鉾へ八石八斗、其他の鉾は六石づつ、但し函谷鉾は一石なれども、阿波の蜂須賀家より六石の補助ありて七石となるなり、是れは同鉾のある町四条通室町東入る処に阿波の藩邸ありしを以てなりとぞ、又山棚<sup>ヤマカ</sup>は其町々へ二石づつ、を割賦したりしが、維新に際し大に減じ、旧例に依り出金するは三百九十八個町となり、一町金一円を出し来りしを、明治五年に更に改めて二円五十錢づつ、に増し、今日まで変更する事なしといへり

末尾にいう明治五年(一八七二)時点での一町の「出金額」はまちがっているが、地の口米の由来伝承を伝えて貴重な記事といえる。

(6) 小舎人雑色と祇園会の関係については、辻ミチ子「京都における四座雑色」(部落問題研究編「部落問題研究所紀要」四、一九五九年)参照。

(7) 八坂臨時祭が「二十九社奉幣祭典」の「中祭」となるのは、明治三年二月のことで(法令全書「太政官沙汰」(第九六)、同祭は以降「八坂祭」と改称されている。ちなみに宮内庁書陵部図書寮に残る明治二年、同三年の祭礼記録も、明治二年冊の表題が「八坂臨時祭留」となっているのに対して、明治三年冊は「八坂祭一件留」(上下二冊)となっている。祇園臨時祭が法的に「官祭」となったのもこの時(明治三

年二月)のことと考えられる。

(8) 『日本紀略』天延三年(九七五)六月十五日条。

(9) 『永昌記』天治元年(一一二四)六月十五日条。

(10) 『康富記』宝徳二年(一四五〇)六月十五日条に「是日祇園臨時祭也、使法性寺侍従藤原雅保也、奉行藏人右兵衛権佐経茂也、御拝以下如例、宣命少内記康顕進之」と見える。なお、三年後の享徳二年(一四五三)には、同祭が「延引」となったことが『師郷記』同年六月十五日条に「祇園臨時祭延引云々」と記録されている。

(11) 慶応元年の祇園臨時祭の再興については、以下の先行研究がある。岡田米夫「幕末維新に於ける八坂神社勅祭の再興について」(神道史学会編『神道史研究』一〇一六、一九六二年)、伴五十嗣郎編「祇園社務家日記」(神道史学会編『神道史研究』五〇一、二〇〇二年)、岡本和真「慶応祇園臨時祭再興についての一考察」(神道宗教学会編『神道宗教』二五六・二五七合併号、二〇二〇年)。

なお、慶応元年の祇園臨時祭は定日の六月十五日ではなく同月二十二日に執行されている(『宝寿院日記』)。復興の準備に手間取ったことが原因と考えられる。

(12) 寺内直子「慶応元年再興祇園臨時祭ドキュメント 芸能に焦点を当てて」(神戸大学国際文化学部日本文化論大講座編『日本文化論年報』一五、二〇一二年)参照。寺内氏は南都方の楽人辻近陳が著した『楽所記』中の「祇園社臨時祭之記」、および天王寺方の楽人東儀文均の著した『楽所日記』を史

料として用い、慶応元年の祇園臨時祭における東遊・競馬(走馬)・神楽の執行状況を詳しく分析されている。また、競馬・神楽については、この時に勅使を務めた山科言繩が著した『山科家臨時祭記』(山科家蔵)に関連記事が見える。その他、「感神院記録」(『八坂誌』乾)、『宝寿院日記』慶応元年六月二十二日条参照。

これらの祇園臨時祭における施設設営の費用はすべて朝廷が下行米として祇園社に下付しており、慶応三年十月、それまで四十六石であった「御神楽、仮建物以下走馬、馬場埒、其外勅使以下御休所、仮建物并諸雑用」が三十六石に減額されている(『宝寿院日記』同月十六日条。傍点は下坂。以下同じ)。

祇園臨時祭(八坂臨時祭)では、競馬は石の鳥居から南に走るかつての「百度大路」(下河原)に埒を設け行われており、明治二年(一八六九)付『八坂臨時祭留』(圖書寮蔵)にはその位置を示す差図が収められている。

時代ははるかにさかのぼるが、元徳三年(一三三一)の裏書きを持つ「祇園社絵図(八坂神社蔵)」には百度大路に設置された埒が描かれている(同絵図ならびに百度大路に関しての拙稿「中世京都・東山の風景」(拙著『中世寺院社会と民衆―衆徒と馬借・神人・河原者―』思文閣出版、二〇一四年)参照)。かの時代に祇園臨時祭で執行されていた競馬の埒を表現したものと推定される。

なお、祇園社における官祭の始まりについては、八坂神

社編『八坂神社』（学生社、一九九七年）が「官祭と私祭」の一項目を立て次のようにその概要を記している。

明治維新によって、官社の制がしかれるとともに、祭りも官祭と私祭に分けられた。官祭は、

祈年祭

新嘗祭

例祭

元始祭

天長節祭

二度の大祓

に限られ、その他の祭はすべて私祭となった。（中略）

祇園祭も私祭として扱われ、六月十五日に官祭としての例祭（本来は、六月十四日御霊会の翌日、十五日勅使による奉幣があった）を行い、太陽暦の採用とともに旧来の六月七日、十四日の祇園祭を七月十七日、二十四日に改めることとなった。

(13) 明治二年六月十五日付「八坂臨時祭御列帳」（宮内庁書陵部

図書寮蔵「八坂臨時祭留」所収。「内蔵寮御幣」の「先払」を先頭に祭礼行列への参加者を列記する。

(14) このことは祇園社が祇園臨時祭に関する朝廷（執奏家）からのさまざまな指示を、すぐには幕府（京都町奉行所）に届け出ず、日をおいて届け出ていることからうかがえる。たとえば、五月十八日に執奏家から届いた臨時祭執行を「来六月中下旬之内」とする旨の通知を祇園社が幕府に

届け出たのは三日後の同月二十一日のことで、翌二十二日の執奏家からの「来六月廿二日」をもって祭日とするという連絡も四日後の同月二十六日になってようやく幕府に届け出ている。祭礼の舗設に関する届け出も同様で、それを祇園社が京都町奉行所に届け出たのは執奏家の「内見」があった閏五月十一日から三日後のことである。

このような措置が朝廷の意志に基づいたものであったろうことは、六月四日、祇園社が朝廷へ社人への「官位」授与を願い出るにあたりあらかじめ幕府の許可を得ようとしたとき、朝廷が示した態度からも推察することができる。（『宝寿院日記』慶応元年六月六日条）。

且又都而官位願之節者、前以御奉行書江願出、御許容之上、御所表江願出候仕来ニ而、既ニ過日御当職且西梅坊之節も同様願出候ニ付、今日直様出願如何之儀、内々申上候処、官位之儀ハ御奉行所ニ不抱義、且別而此度臨時祭ニ付御内命之儀旁右出願ニ不及旨執奏家分被申候得共、如何哉勘考事

朝廷が慶応元年（一八六五）の祇園臨時祭を孝明天皇の「御内命」のもと、幕府とは関わりなく独自の権限で実施しようとしていたことがわかる。

(15) 前掲註（7）参照。

(16) 前掲註（7）参照。

(17) 『宝寿院日記』慶応元年六月六日条に「今般御下行米百式拾式石之儀被仰出、内拾石者執奏家江御下行ニ付社中御下行百

拾式石ニ被仰付候事」の達(写)が書写されている。各神社の臨時祭の下行米は慶応三年十月に一二五石と定められ(『宝寿院日記』同年月十四日条)、同祭が明治元年に「八坂(神社)臨時祭」、明治三年に「八坂祭」と名称を変えてからも同額が明治政府から下付されている(『臨時祭御下行米渡請書』〔「社務要記類纂」六〕)。

(18) 『宝寿院日記』明治元年六月五日条に「恒例御神事警固一件」、同月九日条に「当社恒例御神事」と見える。

(19) 『宝寿院日記』で「祇園会」という言葉(呼称)は明治元年閏四月四日条の記事中に見えるのを最後とする。また、明治元年以降の八坂神社の公用日記である『八坂神社日記』でも「祇園会」「祇園祭」という言葉は、大正十三年(一九二四)までは一切用いられていない(前掲註(1)拙稿「むすびにかえて」参照)。

(20) 『宝寿院日記』明治元年五月二十日条に次のような記事が見える。

一 正社官并社官之内、例年御旅所江御神事当日式人罷出、  
南北一緒ニ遷宮御勤、供奉ニ者不及旨、宝光井・宮司・  
西梅出羽被召出被仰渡  
一 社代之供奉廃止、役者之内志人ツ、麻上下ニ而御列奉行  
として御列外ニ可罷出旨被仰出、

一本願廃止ニ而供奉同断

(21) 『宝寿院日記』明治元年六月六日条に「一雜式中分手代來、御神事ニ付役之儀、弁事所江何候処、不及出勤旨御沙汰ニ

付出勤不致旨申來」と見え、同年の「恒例御神事」の直前に雑色の参加が禁止されたことがわかる。

(22) 『宝寿院日記』明治元年五月八日、同月十日条に二条御藏で「祇園神事料」を受け取ったことが次のように記録されている。

(五月八日)

一 會計官々御神事料米可相渡ニ付可罷出旨申來、河内介罷出候処、左之通書付御渡し相成

証

一米三石者

右者当辰年分爲祇園神事料被下候ニ付、書面之通可相渡もの也

辰五月

會計官○  
小堀数馬

(五月十日)

一 御神事料米爲請取小堀方江遠江介罷出候処、同道ニ而二条御藏江罷出、御渡ニ相成候事

また、明治二年の御神事料の受け取りについては、『八坂神社日記』同年五月二十九日条に「一金庫局へ御神事料請取ニ近江介出ル、落手之事」と見えるほか、『社務要記類纂』一四所載の記録に次のような記載が見える。

明治二巳年五月十四日

一 神事料願書差上

口上書



一当社六月恒例御神事ニ付当巳年分御神事料米頂戴仕度、  
此段奉願上候、以上

八坂社々務

明治二巳年五月

建内繁繼

神祇官

御役所

同五月廿九日

一二条御蔵於倉庫局、神事料米御渡被下候

(23) 祇園臨時祭が「中祭」となり、「官祭」として執行されるようになった明治三年二月の時点で(前掲註(7)参照)、「六月恒例御神事」は「私祭」と認定されたと考えられる。

(24) 『八坂神社日記』明治五年正月二十四日条には、同日に「神人」による駕輿丁勤仕禁止の達を受けた八坂神社がすぐにその旨を「上下轅町」(これ以前、少将井・八王子神輿の駕輿丁を勤めた町々)に伝達したことが次のように記録されている。

一御政府ヨリ元神官之者御召ニ付、西梅<sup>(宗理)</sup>出頭之処、御達書

御渡ニ相成、明日御請書差上候様被仰渡候事、但西梅

ヨリ出頭之由申出候事

御達シ書左之通

八坂一社

従来於其社町籍之者江神人ト称シ駕輿丁為相勤候儀、自  
今可差止候事

壬申正月

京都府

右之通ニ付、上下轅町年寄呼寄、写書ヲ以申入、明日中

調印之請書、当社江可差出之旨申聞候処、両町共承知之  
旨聞之候事

また、「土田手記」には「氏地町ニアル神輿轅町、八阪社ニテハ神人・駕輿丁ト称スル者モ廢セラレ、且故有テ、摂津難波村ヨリ登リ来テ神輿ヲ昇奉ル者ヲモ他管下ノ者ナレハ停メラル」と見え、同時にこれまで大宮の駕輿丁を勤めていた難波今宮村へも同様の通達が送られていたことがわかる。

(25) 土田作兵衛の手記については、前掲註(3)「富井論文参照」

なお、同手記の原本と推定されるものが『社務要記類纂』一一(祭典部・私祭)に収録されるが、それが収められた袋の表には「原書蠹食甚由写以便通読」の墨書があり、事実、その内容は「蠹食」により確認できない。本稿では、『社務要記類纂』一一に収められる手記の写を史料として用いた。

(26) 元治元年(一八六四)の大火(どんどん焼け)による山町・

鉦町・寄町の被害状況については、八坂神社編『祇園会山

鉦大鑑』(若原史明著、一九八二年)参照。

(27) 『八坂神社日記』明治五年五月二十四日条に次のように見える。ちなみに同日の集会は二回目のもので、これよりさき五月十四日に第一回目の集会が第十一校において開催されている。

一御神事ニ付氏地区長中集会有之

出張之儀申来、新町四条下下京第九区会議所江<sup>(松本)</sup>則礼<sup>(江)</sup>・為  
章罷越候事

右者過日申出候、東之御間・西之御間之

神輿、氏子中ニ而駕輿丁相勤候旨、且神事

入用惣氏子中ニ而取集之儀治定之事

「下京第九区会議所」で開催された集会で、「東之御間・西之御間之神輿、氏子中ニ而駕輿丁相勤旨」と「神事入用惣氏子中ニ而取集之儀」の二点が決まったことがわかる。

この後、「大宮（中宮）」の駕輿丁も氏子中が引き受けており（後掲註（28）参照）、最終的に氏子中では「大宮（中宮）」と「西之御間（西之宮）」の駕輿丁を「三条台若中」に、また「東之御間（東之宮）」の駕輿丁を「船頭町若中」に委託したことが『八坂神社日記』に次のように記されている（明治五年六月三日、同月八日条）。

（六月三日）

一 三条台役中武内佐助以下四人罷出、当年ヨリ大宮御神輿・西之御間御神輿、式基共三条台ニ而相勤候旨申出候事

（六月七日）

駕輿丁之儀、惣氏子中ニ而引請 氏子中<sub>区长</sub>供奉

中宮

御神輿駕輿丁 三条台若中

西之宮

東之宮 同断 船頭町若中

ここにいう「惣氏子中ニ而引請」とは、氏子中が費用を出して駕輿丁を雇うことをいう。『社務要記類纂』一三には、次のような船頭町肝煎等連署の「御神輿昇請負証文」が添付文書として残されている。

御神輿昇請負証文之事

一 此度八坂社祭式之儀、氏子中一般ニ相成、御願濟ニ付不相変例年之通、玉神輿両日昇渡候人足雇賃金五兩ニ相極、年々無相違昇渡候義請負申出、相違無御座候、然ル上者、人足随分違者成者差出シ可申候、外ニ願昇之者老人も入込不申候様、相互之為申合、神妙ニ為昇、少シも不行儀為致申間敷候、勿論御区长御衆中之下知ニ相随ひ可申候

一 三條通御大切之電信機御座候ニ付、聊近寄セ不申様被仰聞、奉畏候、尤私共儀、付添精々氣ヲ付、不調法等決而仕間敷候、就而者向後請負ニ相立申約定ニ御座候得共、若御区长中之御氣ニ入不申候儀御座候ハ、何時成共、御取替被成下候共、其節一言申分無御座、然ル上者、如何様之儀出来候共、御区长中江少シ茂御難儀相掛ケ申間敷候、為後日請負証文依而如件

頭町肝煎

明治五年壬申六月

松岡新五郎（印）

同町

青木勘兵衛（印）

同町

沢井甚左衛門（印）

同町

同 又左衛門（印）

同町

八坂神社氏子中

水光長左衛門(印)

御区长御衆中

「八坂神社氏子中」が神輿を早く「人足雇賃」五兩を負担していたことがわかる。

なお、後述の土田作兵衛が計画した明治五年の氏子祭運営費(祭費)の見積もりにも「神輿丁人足遣ス料」が見えている(表3)参照。

(28) 『八坂神社日記』明治五年五月二十六・二十七日条に、今宮

村が「大宮駕輿丁」の「雇」での勤仕を断り、最終的に「氏子中」が三基の神輿の駕輿丁をすべて調達することになったことが次のように記されている(前掲註(27)参照)。

(五月二十六日)

一大宮駕輿丁之儀、相對ヲ以雇候儀者可為勝手旨、過日御沙汰ニ付今宮村江申遣候処、表向無之而者出京難致哉

断之趣書状ニ而□

(五月二十七日)

一下十一区江江戸為章罷越

右者大宮駕輿丁之儀、今宮村断ニ付氏子中ニ而総而三基共駕輿丁相動候儀申入候処、承知之旨承之

(29) 『社務要記類纂』一一。なお、願書の日付は「五月二十五日」

となっているが、「土田手記」には「漸廿六日ニ至リ惣テ協和熟議相整ヒ即刻願書案取調へ、僕ヨリ総区长船橋氏へ相断り、廿七日、本紙願書面各区正副区长連署調印シ、廿八日、

府庁へ上呈ス」と見え、願書は五月二十八日に京都府に提出された。

(30) 京都府から許可が下った日は正確にはわからないが、「土田手記」には「晦日、上局ニテ右願書御披覽相成、庶務課吉井殿御取扱ニテ、右書面ノ趣相違無之ニ於テハ、惣区长連印致スヘキ旨御沙汰有之ニ、依テ乃チ在勤総区长熊谷久右衛門殿・長尾平兵衛殿・舟橋清左衛門殿等連署調印シ再ヒ上呈致ス処、願之趣御聴届相成候段御書下ケ頂戴ス」とあり、京都府が氏子祭を許可したのは六月に入ってからのことであつたと推定される。

なお、氏子祭の発足にあつては、土田作兵衛とともに下京三区の村田五郎兵衛が先頭に立ち氏子町の説得にあつており(「土田手記」、後述するように彼は明治五年以降、「神事世話掛」として土田と二人で氏子祭を統括している。

(31) 明治十年六月二十九日付「神事世話掛土田作兵衛・村田五兵衛連署山鉾助費増金願添書」(八坂神社蔵「維新改正祇園会氏子私祭祀」。傍線は下坂。以下同じ)に「先該祭諸入費之見込相立候節、悉ク其費ニ充テスト雖モ、兩度神輿渡行

祭礼之人費金百円、車附ノ鉾志基ニ付金五十拾円、同昇山志基ニ付金十二三円、但シ鉾五基、曳山式基、昇山廿基、未出ハ

船鉾・観音車付  
兼鉾式本 蟬郷山等

其外神輿之丁人足遣ス料、弓屋町ヨリ出ル鉾武者等之助費、其外諸掛、總計六百五十拾円余也、是前議之見込」と見える。

(32) 「土田手記」にも「各君ヨリ神輿渡御ノ入費・山鉾入費等凡

何程ト尋ニ付、精細之儀ハ難計ト雖モ、大略祭礼之入費金百円、鉾一基ニ付入費金五拾円、山一基ニ付入費金十二三円ト見積、氏地惣計大数五百町ヲ以テ計算セハ可ナルベキ趣答ル処、諸君計算シテ大凡壹町金壹円三拾銭ニ当ルト云、然レトモ其町数ヲ精計スレハ四百三十五町ナリ、依テ衆議シテ云、当年ノ今日ニ至リスノ如キ大望邊ニ打合カタシト、(中略) 廿一日ニ至リ惣会議ヲナス所、衆論紛々ニテ議ニ服セサル区モアリシガ、大概一町金壹円ノ見積ヲ以テ各区町々へ説諭致シ、其上返答致スヘキ趣ニ付(後略)とあり、議論の末、祭費が一町一円に決まったことがわかる。

なお、一町の祭費は年を追って高くなっている。明治二十六年までの一町が負担した祭費の推移を判明する範囲で示すと表Aのようになる

表A 一町支出の祭費の推移

| 年次    | 町数     | 一町    | 総額       | 出典         |
|-------|--------|-------|----------|------------|
| 明治5年  | 435町   | 1円    | 435円     | 土田手記       |
| 明治11年 | (400町) | 1円50銭 | 600円     | 祇園会氏子私祭祀   |
| 明治13年 | (400町) | 1円85銭 | 740円     | 祇園会氏子私祭祀   |
| 明治18年 | (400町) | 2円50銭 | 1000円    | 社務要記類纂14   |
| 明治22年 | (397町) | 2円50銭 | 993円27銭  | 社務要記類纂14   |
| 明治24年 | 398町   | 2円50銭 | 995円     | 日出新聞(註5参照) |
| 明治26年 | 393町半  | 3円    | 1180円50銭 | 社務要記類纂14   |

(註)「出典」の「祇園会氏子私祭祀」は、八坂神社蔵「維新改正祇園会氏子私祭祀」(明治期の記録)を指す。また、( )内の数字は推定数を示す。

(33) 『社務要記類纂』一四。

(34) 「社務所飼馬料」とは「社務所渡金」とも呼ばれた八坂神社への寄付金のこと、その金額は明治十三年頃までは三十円で、その後、次第に増額され明治三十七年頃には六十円となっている(註の末尾に掲載した表B「氏子祭における八坂神社への奉納金」参照)。ちなみにこの寄付金はかつて江戸幕府(明治元年以降は明治政府)が祇園社(のち八坂神社)に納付していた「御神事料米」にあたるものと考えられる。氏子祭ではかつて権力(江戸幕府・明治政府)が負担していた祭事の費用をも氏子中が「平等」に負担していたことがこれにより確認できる。

(35) 明治十二年(一八七九)三月に郡区町村編制法が制定されると、「区」は「組」(上京(下京)○組)と改称されると、京都市編『京都の歴史』八の第一章第二節「横村・北垣時代」参照。

(36) 『社務要記類纂』一四。

(37) 清々講社に関しては、前掲註(1)拙稿「むすびにかえて」の註(8)、ならびに前掲註(3)富井論文参照。

(38) 土田・村田が「私祭事務掛」「私祭事務担当者」の肩書で発給した文書(名)は以下の通りである。明治九年六月付「私祭事務係土田・村田連署明治六年ヨリ同十年迄山鉾町助金渡記録」(「社務要記類纂」一一)、明治十二年九月十三日「私祭事務係町田五郎兵衛・土田作兵衛・杉浦治郎右衛門連署私祭願書(宛所欠)」(「社務要記類纂」一一)、明治十八年

九月付「私祭事務擔当人村田五兵衛・土田作兵衛連署筆鈔不金備三付添書」〔「社務要記類纂」一一三〕。

(39) 明治十年六月付「鉾町総代連署願書案」〔明治九年鉾町々神事諸用記載帳〕(公益財団法人祇園祭山鉾連合会編『京都祇園祭の山鉾行事歴史資料調査Ⅱ』二〇二〇年)。

(40) 前掲註(39)史料。

(41) 二人が「氏子惣代」「土産総代」「産土総代」の肩書で発給した文書(名)を以下に列記する。明治十五年七月七日付「氏子惣代土田作兵衛・村田五郎兵衛・杉浦治郎右衛門連署私祭中制札設立之儀二付願(京都府知事北垣国道宛)」、明治十八年四月付「土産惣代土田作兵衛・邨田五兵衛連署祭日変伺」、明治二十四年六月付「八坂神社産土総代土田作兵衛・村田五郎兵衛連署私祭届案(八坂神社宮司宛)」(出典はいずれも『社務要記類纂』一一)、このほか両人が「産土総代」の肩書で発給した「私祭届書」が四通(明治二十六年、同二十九年、同三十一年)が残る(『社務要記類纂』一一)。

(42) 図1の作成にあつては、八坂神社の権禰宜仲林亨氏作成の「八坂神社氏子学区概略図」(未刊)を参考にした。同氏からは現在の八坂神社の氏子圏について、種々ご教授いただいた。記して謝意を表するものである。

(43) 神輿洗いが祇園社境内町(祇園町・新地六町)の祭礼として執行されていたことについては、拙稿「祇園社と神輿洗いねりもの」(拙著『中近世祇園社の研究』法蔵館、二〇二一年)参照。

(44) 明治九年に「私祭事務掛」(土田作兵衛・村田五郎兵衛)が作成した「八坂神社私祭祇園会日附記」には、「神輿洗」「神輿洗遡物」の執行日が、他の祭事日と同様に次のように記されている(八坂神社蔵「維新改正祇園会氏子私祭記」)。

八坂神社私祭祇園会日附記

七月一日 吉符入之式、従前之通

七日 鉾之櫛 儻社參之事 午前

附り、本日山鉾町々社參シテ神酒頂戴之事

十日 神輿洗祇園町ヨリ遡物出ル 午後十一時

同日 鉾建 午前一時ヨリ

十一日 鉾車懸 午前十時

十四日 山建 午前六時ヨリ

十五日 御府庁於テ鬮取、山鉾順行定之事

同日 鉾曳初 山昇初 午前十時

十七日 当祭日山鉾順行 午前七時

同日 御神輿御旅所迄行幸 午後四時

十八日 鉾建

廿一日 山建

廿二日 鉾曳初 山昇初

同日 御府庁鬮取、山鉾順行定

廿四日 当祭日山鉾順行 午前七時

同日 御神輿還幸 午後二時

廿八日 神輿洗遡物出ル 前十日同

右毎年例祭定日也

明治九年

私祭事務掛(土田村田)

右之通り私祭之日順序各区町々江通知相候也

神輿洗いおよび神輿洗いねりものが、ともに氏子祭の神事として執行されていたことを示すものといえる。

(45) 弓矢町(坂)に住む坂者と祇園社・祇園会との関係については、拙稿「近世の祇園会と坂者」絵図に見る坂弓矢町の領域」(『世界人権問題研究センター研究紀要』二六、二〇二一年)参照。

(46) 前掲註(31)の明治十年六月二十九日付「神事世話掛土田作兵衛・村田五兵衛連署山鉾助費増金願添書」参照。先に掲げた表4「明治22年氏子祭費支払詳細書」にも「弓矢町武者」「弓矢町増金」の項目が見える。

(47) 前掲註(3)の祇園祭山鉾連合会編『近世祇園祭山鉾巡行志』、ならびに富井論文参照。

(48) 蛭子社(現、恵美須神社)は建仁寺の門前に鎮座する神社で、近世にはその祭神が同寺境内町に居住する人々の産土神となっていたことについては、小出祐子「近世建仁寺門前蛭子社における参詣空間の成立について」18世紀後半の普請計画を通して」(日本建築学会計画系論文集六七(五五三)、二〇〇二年)参照。また、清水寺の地主神社が同寺境内町の産土神となっていたことに関しては、河内将芳「成就院と門前町」(清水寺史編纂委員会編『清水寺史』二、一九九七年)参照。

(49) 八坂神社蔵『八坂神社見聞要誌』。同記は大正年間(一九一

二)二六)に清々講社に在籍した大森義一氏が見聞した八坂神社に関するできごとを六十項目にわたり記録したもの。大正四年の「氏子組戸数調査」は、筆者が「主任」となって実施したといい、その経緯を次のように記す。

十三、氏子組戸数調査

大正四年十月社長会ニ於テ、清々講經費徵集シ、資料ニ充ンガ為、氏子各組ノ町数ヲ調査スルノ議ヲ決シ、予ハ之ガ主任タリ。各社長ヨリ調査書ヲ徴シ、更ニ一方区役所員ニ公簿ノ謄写ヲ請ヒ、同年十二月両者ヲ比較対照スルニ、其ノ差異ノ甚シキモノアルヲ以テ、試ミニ或ル一部ノ実地ニ就キ、之ヲ調査スルニ、凡テ公簿ノ数ハ多キニ過キ、社長ノ調査ハ少キニ失スルガ如シ。依テ今左ニ其兩者ヲ掲ケテ他日ノ参考ニ資ス。

なお、清々講社が明治二十年(一八八七)から氏子町から祭費を集めるようになることについては本稿の「むすび」参照。

(50) 前掲註(3)富井論文。

(51) 明治六年に始まる五度の祭日変更に関しては、前掲註(3)の祇園祭山鉾連合会編『近世祇園祭山鉾巡行志』が一覧表を掲載する。

(52) たとえば、明治七年五月に祭日の変更を願ひ出た「八坂神社氏子区々総代」は、その理由を「八坂神社氏子神祭之儀、当年七月七日、同十四日両日ニ相勤候者市中賑ヒニ茂可相成」(明治六年の祭日は七月十一日、同十八日)と述べてい

る〔『社務要記類纂』一一〕。また、明治十八年には、以下のような理由をもって祭日の変更を願ひ出ている〔『社務要記類纂』一一〕。

八坂神社私祭日換之御願

当八坂神社私祭日、例年七月十七日出興、同月廿四日還興ニテ該兩日執行仕来り候処、先年改曆之後、右祭日入梅之時節ニテ兎角時雨未定ニ付山鉾之飾ハ勿論、土地家々ノ飾品ニモ閑シ、且ハ神輿御旅中一週間ニテ者産土地産業之景況モ少ク候故、本年ヨリ以後毎年七月十五日出興、同月廿一日山鉾巡行、同月廿八日還興并山巡行ト致、右二週間御旅中ト相改メ申度、左候ハ、晴雨ノ氣候モ相定リ、産土地之況情モ宜ク奉存候(後略) 氏子町が自らの判断で祭日を選んでいたことがわかる。

(53) 祇園社では明治元年五月、「正社官并社官」の神事への参加が禁止されたことについては、前掲註(20)参照。また、南北両御旅所から出ていた神殿も、北御旅所を管理していた因幡堂葉王院が、その權益を大和に譲渡したこともあり(慶応三年十二月付「因幡堂葉王院少将井御旅所譲渡願書」〔八坂神社文書編纂委員会編『新編八坂神社文書』五三二号)、同月付「因幡堂葉王院南御旅所譲状写」〔大和家文書編纂委員会編『大和家文書』二四号)、神殿の供奉を中止したものと考えられる。その詳しい経過については、今後の研究課題としたい。なお、神殿については、安居智美「祇園会における「神殿稚児」の役割」〔『神道史研究』七〇一、二

〇二二年)参照。

(54) 明治十九年の連合戸長制については、京都市編『京都の歴史』八、第一章第一節「古都の脱皮」参照。

(55) 明治二十年三月に開かれた清々講社の臨時会では、次のような「乙号議按」が提出されている(八坂神社清々講社明治十九年度臨時会議案)〔『社務要記類纂』三九〕。

氏子協議費徴収方法

一 八坂私費其他諸経費ハ氏子各町々割トシ、左ノ通り徴収ス

一 氏子巷ケ町ニ付

金三円

但従前ノ町数ニ拠ルト雖トモ、宮本組則下京区第拾五組ハ本項ノ半額ヲ招集スルモノトス

前項ノ金額ハ毎月二区分シ、十五日ヲ以テ徴収ノ日

トシ、各社正副社長ニ於テ取集メ八坂神社委員詰所

へ差出スモノトス

また、この「氏子協議費徴収方法」の実施にともない、氏子町における「私祭費用」の徴収法も変化したようで、明治二十年四月八日の「日出新聞」には、次のような記事が見える。

● 祭費徴収方法 京都諸神社中八坂神社は尤其関係の広きゆゑ、随て年々挙行する私祭費用の徴収法に至ても頗る面倒なる事あり。殊に昨今兩年の如き私祭の時日を変更するときは一層苦情の多きにより、自今其神事費徴収方法を定め、即ち来る廿一年度より氏子中表家一錢、裏

家五厘づ、を毎月徴収する事に決し、愈よ来る六月より実施するといふ。

さらに翌年の明治二十年八月に開かれた清々講社の通常会議では次のような議案が提出されている（八坂神社清々講明治二十年度通常会議案）（『社務要記類纂』三九）。

明治二十年度通常会乙号議案

共有金支出方法

一金八拾七円

起業公債証書利子

右二十年度八坂私祭及其他諸費中へ支弁ス

八坂私祭費其他ノ經費ハ共有金利子ヲ以支弁スルノ外、

氏子各町々ノ引受トシ、左ノ通り收納ス

一 氏子一ヶ町ニ付 金貳円五拾八錢

但宮本組則下京区第十五組ハ老ヶ町ニ付金三拾六錢

ノ割ヲ以收納スルモノトス

前項ノ金額ハ毎月二区分シ、十五日ヲ以收納ノ日トシ、

各正副社長ニ於テ取纏メ、八坂神社委員詰所へ持參ス

ルモノトス

ともに氏子祭の祭費収集を清々講社の社長が行うという、これまでとはまったく異なる祭費の収集体制が始まったことを伝えるものであるが、これらの改革のきっかけとなったのは、明治十九年に連合戸長制が始まり、戸長が「官撰」となったことであつたと考えられる。

次に引用するのは、明治十九年十一月、コレラの流行で同年の氏子祭が禁止となった直後に八坂神社が清々講社の

社長を招き開いた会議の様様を伝える『八坂神社日記』の記載である（同月一日条）。

一 本年私祭目論見ニ付過日当番区ヨリ出願候処、本日脚下

相成候、然共最早私祭禁止被解候も不相分、再出願

致シ許可相成候得ハ、入費取纏メ方ニ付、方今各戸長官

撰ヲ以入変之砌故、講社々長ヨリ周旋致シ候ねハ取纏

方六ヶ敷との事ニテ、各社長西之間へ集會相招候ナリ

明治初年以來「存続してきた小学校区自治行政区」という図式が崩壊するなか、氏子祭は大きな転機を迎えていたといえる。

ただ、そのいつばうで明治二十年（一八八七）、八坂神社は京都府への届け出のなかで氏子の戸数、および神社と氏子との関係を次のように記している（『社務要記類纂』三一）。

氏子又ハ信徒ノ有無ノ理由

氏子貳万五千戸

氏子又ハ信徒ト神社トノ關係

当社ハ旧來社領ヲ以獨立セリ、因テ氏子信徒ノ社政ニ

関涉スルコトナシ、然レトモ疏隔スルニ至ラス、氏子

祭ハ専ラ氏子中ニテ負擔シ、能ク大祭ヲ執行ス

(56) この時点でも神社が氏子祭を「氏子中」の負担によって行われる「私祭」と明確に認識していたことが確認できよう。

『日出新聞』（明治二十七年六月九日付）は、両者の争いを次のように伝えている。

祇園祭山鉦の紛紜 祇園祭に曳出す山鉦に付ては是迄



より兎角紛議起り、本年も去る一月以来紛紜生じ居りしが、仲裁人の尽力に依り、清々講社の組織を改め、幹事及委員等をもうけて一ト先づ落着し、従来鉾一つに七十円づゝの補助費を清々講社より支出せしを本年より八十円に増したるが、此頃に至り各鉾町より百円づゝの補助を得ずんば、到底祭日に曳出し難しと申出でたれども、清々講社にては八十円の補助さへ随分困難なる折柄、百円づゝの支出は到底為し難く、殊に右経費は山鉾を曳出すに要するにあらずして、多くは飲食に費消するものなれば、旁々承諾し難しと勿付けたれば、各鉾町も然らば本年は曳出し難しと断言し、目下尚ほ紛紜中なるが、幹事等は此時を好機とし、一同総辞職せんと云ひ居る由

この「紛紜」は七月四日に八坂神社の社務所で開催された「大集会」において、補助金の割合を次ようにすることでようやく決着みているが（『日出新聞』同年七月四日）、氏子祭の祭費の欠乏が頂点に達していたことを示すできごとといえる。

長刀、函谷、月、鶏、放下鉾

上り観音、下り観音

船鉾

岩戸山

百 円

九十七円

九十五円

九十円

(57) 前掲註(3) 祇園祭山鉾連合会編『近世祇園祭山鉾巡行志』。

(58) 『宝寿院日記』慶応元年閏五月二十日条所収の京都町奉行所

宛の宝寿院尊福の届書に「祇園町々役、外二此度平町人之内六人、都合十二人、当日一日晴、素袍・侍烏帽子着、帯刀二付案内為仕度（後略）」と見えるほか、同日記同年六月十八日条に祇園社が各役にそれぞれ相應の衣装を授けたことが次の記録される。

一 今般臨時祭ニ付、轅町年寄・五人組江神人役ニ被仰付、

今日十町年寄罷出、御逢ニ而御社分浄衣・風折烏帽子一

具ツ、被下御渡シ相成

一同 宿禰講中・六町年寄、メ十五人仕丁役ニ被仰付、

黄衣・網立烏帽子一具ツ、御渡し相成候

一同 祇園町々役、同助役之者、メ十式人神事触役、境内

御案内ニ付素袍・烏帽子被下候事

右、夫々御逢候而被仰渡、当町御内見ニ付被罷出、且当日弁当切手三度分ツ、御渡し相成事

また、祇園臨時祭において彼らが務めた役務内容については「感神院記録」（『八坂誌』乾）が詳しく記録する。

(59) 「宿禰講中」とは、祇園社の北林にあった相撲場で相撲興行を主催した「講中」で、慶応元年の時点で、杉浦次郎右衛門（万

屋）・津田又兵衛（井筒屋）等の境内町の有力者がその構成員となっている（『宝寿院日記』慶応元年閏五月二十日条、同二年五月二十六日条）。同講中が文久二年（一八六二）に北林で行った相撲興行については、『新編八坂神社文書』四七五・四七六・四七八・四九五号によって、その詳細を知ることができる。なお、祇園北林における相撲興行の歴史

については稿を改めて考えたい。

本稿の作成にあたっては、八坂神社の歴史について、同神社の権宮司橋本正明氏・権禰宜仲林亨氏より数多くのご教示を賜った。記して深謝の意を表するものである。

追記 本考の成稿後、仲林亨氏より、三若神輿会所蔵「神輿諸入用控」に、明治五年（一八七二）に三若中が「氏子中区長」から「御神輿二付」「金拾五両」を受領した旨の記載があることをお教えいただいた。氏子中が氏子祭を開始するにあたり、「大宮」と「西之御間」の駕輿丁を三若中（「三条台 若中」）に委託していたことを明確に跡づける貴重な記載であり（註（27）参照）、最後に紹介しておきたい。

表B 氏子祭における八坂神社への奉納金

|   | 年月       | 名目      | 金額  | 文書名                   |
|---|----------|---------|-----|-----------------------|
| 1 | 明治6年7月   | 御神祭奉納金  | 30円 | 社務所請取証（「氏地当番区両区长御中」宛） |
| 2 | 明治7年6月   | 御神祭奉納金  | 30円 | 社務所請取証（「氏地当番区両区长御中」宛） |
| 3 | 明治13年    | 氏子中ヨリ祭費 | 30円 | 氏子祭入費勘定帳              |
| 4 | 明治18年    | （金五拾円）  | 50円 | 社務所請取証（「氏子中」宛）        |
| 5 | 明治27年8月  | 社務所渡金   | 35円 | 明治27年7月私祭費精算書         |
| 6 | 明治28年11月 | 社務所渡金   | 35円 | 明治28年10月私祭費精算書        |
| 7 | 明治30年8月  | 社務所渡シ   | 50円 | 私祭費予算書                |
| 8 | 明治37年10月 | 社務所渡金   | 60円 | 明治37年7月私祭費精算書         |
|   | 明治37年10月 | 社務所渡    | 60円 | 明治38年八坂私祭費予算          |
|   | 明治39年10月 | 社務所渡金   | 65円 | 明治39年7月私祭費精算書         |
| 9 | 明治39年10月 | 社務所渡金   | 65円 | 八坂私祭費予算               |

（註） 出典はすべて『社務要記類纂』一四。明治三十七年、同二十九年に關しては、「精算書」と「予算書」が残る。